○関東地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市平田四丁目一四一〇番七地先から同市平田四丁目一四四一番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

関東地方整備局及び同局首都国道事務所　図面縦覧場所

○関東地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市大和田三丁目一一〇三番二八地先から同市大和田一丁目二四八番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

関東地方整備局及び同局首都国道事務所　図面縦覧場所

○関東地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市大和田三丁目一一〇三番二八地先から同市大和田一丁目二四八番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

関東地方整備局及び同局首都国道事務所　図面縦覧場所

○中部地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　知多都市計画道路事業三・三・十八号大府東浦線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県大府市大府町ウド及び森岡町三丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第百十四号尾張都市計画道路事業三・四・四十二号名古屋岐阜線

三　事業施行期間　自平成二十年十月三十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千八百一号綴喜都市計画道路事業三・三・五号山手幹線

三　事業施行期間　自平成元年十月二十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成元年建設省告示第千八百一号、平成四年建設省告示第五百四十二号及び平成十七年近畿地方整備局告示第三十八号の事業地のうち、京都府京田辺市多々羅前田地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A　九・七四～二六・八〇	四五・〇三メートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F　二六・八〇～一七四・〇三	八・六六一キロメートル	
	後	A　九・七四～二六・八〇	四五・〇三メートル	
		B・C・D・E・F　二六・八〇～一七四・〇三	八・六六一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間
十一号	東かがわ市西村一四九三番九から同市西村一四八九番一まで

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十三日